

香川県農業近代化資金利子補給承認基準

平成 2 年 2 月 28 日 制定
平成 22 年 5 月 17 日最終改正

農業近代化資金の利子補給承認にあたっては、法令・規程等に定めるもののほか、次の基準に適合するものについて、これを行うものとする。

区分	項目	承認基準	備考									
1 号 資 金 （ 建 構 築 物 等 造 成 資 金 ）	1 農舎	貸付対象者	経営耕地面積又は農業所得が市町の平均以上であるもの	<p>原則として経営耕地面積は「農業センサス」の、農業所得は「香川農林水産統計年報(社団法人香川農林統計協会発行)」の最新時の統計による。</p> <p>床面積は「床面積の算定方法について」(昭和 61 年 4 月 30 日建設省住指発第 115 号)により算定する。</p>								
		貸付限度額	床面積1㎡あたりの貸付限度額は、48,000 円(60,000 円×融資率 80%)とする。									
		貸付対象	(1) 下屋部分は原則として床面積に算入しない。(屋内的用途に使用される場合に限り床面積に算入する。) (2) 吹き抜け部分は床面積に算入しない。 (3) 2 階部分は、次の 3 要件を満たす場合に限り床面積に算入する。 ① 小屋裏物置の部分の水平投影面積は、直下の階の床面積の 8 分の 1 以上であること。 ② 小屋裏物置の天井の最高の高さは 1.4m 以上であること。 ③ 物の出し入れのために利用するはしご等は固定式のものであること。 (4) 電力申請料、水道申請料、負担金、登記料、火災保険等の任意保険料、施設設計業者等への謝礼などは事業費に含めない。									
	融資対象外施設を併設する場合	借入者の経営等の実情からそれが合理的かつ有効的であると認められる場合に限り、農舎部分の事業費について融資対象とする。 この場合、次のすべての条件を満たしていなければならない。 (1) 農舎部分と融資対象外施設の事業費が明確に区分できること。 (2) 農舎部分の事業費が全体の事業費の 2 分の 1 以上であること。 (3) 農舎部分の床面積が全体の床面積の 2 分の 1 以上であること。 (4) 農舎部分が農舎以外の用途に使用されるおそれがないこと。										
	2 畜舎	建築延面積が、原則として 33 ㎡以上であること。										
3 葉たばこ乾燥施設	葉たばこの耕作面積が、原則として 15 アール以上であること。											
4 農作物育成管理用施設	<p>次の施設の場合は、右欄の要件を満たすものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">ガラス温室</td> <td>施設面積が 66 ㎡以上であること。</td> </tr> <tr> <td>ビニールハウス</td> <td>施設面積が 165 ㎡以上で、かつ、耐用年数が 5 年以上であること。</td> </tr> <tr> <td>ぶどうビニール被覆</td> <td>栽培面積が 5 アール以上で、かつ、耐用年数が 5 年以上であること。</td> </tr> </table> <p>なお、施設園芸用の施設については、省エネルギー対策の推進のため、次のとおり制限する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 40%;">(1) 加温用石油を使用する施設</td> <td> 次のいずれかの装置を備えたものに限る。 ① 施設内の保温用カーテン ② 夜間の変温管理装置 ③ 効率的な自然換気装置 </td> </tr> <tr> <td>(2) 加温用石油を使用しない施設</td> <td>(1)の③及び必要に応じ(1)の①の装置を備えたものに限る。</td> </tr> </table>	ガラス温室	施設面積が 66 ㎡以上であること。	ビニールハウス	施設面積が 165 ㎡以上で、かつ、耐用年数が 5 年以上であること。	ぶどうビニール被覆	栽培面積が 5 アール以上で、かつ、耐用年数が 5 年以上であること。	(1) 加温用石油を使用する施設	次のいずれかの装置を備えたものに限る。 ① 施設内の保温用カーテン ② 夜間の変温管理装置 ③ 効率的な自然換気装置	(2) 加温用石油を使用しない施設	(1)の③及び必要に応じ(1)の①の装置を備えたものに限る。	<p>施設園芸用の施設の貸付対象者は、原則として施設園芸の集団産地又は集団産地になりうる地域であって、施設園芸経営に熱意と能力があると認められるものであること。</p>
ガラス温室	施設面積が 66 ㎡以上であること。											
ビニールハウス	施設面積が 165 ㎡以上で、かつ、耐用年数が 5 年以上であること。											
ぶどうビニール被覆	栽培面積が 5 アール以上で、かつ、耐用年数が 5 年以上であること。											
(1) 加温用石油を使用する施設	次のいずれかの装置を備えたものに限る。 ① 施設内の保温用カーテン ② 夜間の変温管理装置 ③ 効率的な自然換気装置											
(2) 加温用石油を使用しない施設	(1)の③及び必要に応じ(1)の①の装置を備えたものに限る。											
5 果樹棚	ぶどう、なし等の栽培適地であって、原則として共同集出荷等が可能と認められる地域であること。											

区分	項目	承認基準	備考																																	
1号資金（建築物等造成資金）	6 農業倉庫	(1) 固定資産取得については、農業協同組合法(昭和22年法律第132号)及び農業協同組合法施行令(昭和37年政令第271号)に違反しないこと。 (2) 農業倉庫業法(大正6年法律第15号)による農業倉庫であること。 (3) 地理的及び経済的に効果又は必要性が認められること。																																		
	7 堆肥舎	良質堆肥の生産可能な構造を有し、かつ、経営規模に適合するものであること。																																		
	8 きのご栽培施設	立地条件等栽培の適地(原則として特用林産振興基本計画の対象作目を栽培する場合のみ対象とする。)であって、栽培経験若しくは熱意等があり、事業計画が適当と認められること。																																		
	9 農産物処理加工施設 農産物貯蔵施設 農業生産資材貯蔵施設 農業生産資材製造施設 農産物集出荷施設 農産物販売施設 農機具保管修理施設 農業生産に伴って生ずる公害防止のために必要な施設	(1) 事業計画及び収支計画が適正であること。 (2) 適正規模であること。 (3) 融資対象施設を取得することにより収益が上がり、構成員に利益を与えるものであること。 (4) 固定資産取得に伴う適正な増資を行うこと。																																		
	10 小農機具類	小農機具類は、多数をセットで購入する場合等金額が相当額に達する場合には、貸付対象とする。																																		
	11 農機具	安 全 性 次の機種の場合は、型式検査に合格し、又は安全鑑定を受けたものに限り対象とする。 なお、型式検査及び安全鑑定の対象機種以外の機種にあっては、安全防護装置等が装備され、作業等に危険を及ぼすおそれのないものであること。 ※ 銘柄、機種、型式、能力等が明記された見積書を添付すること。 ※ 農業機械型式検査・安全鑑定合格確認調書を添付すること。	<table border="1"> <tr> <td>1 農用トラクター(乗用型)</td> <td>12 ビーンハーベスター</td> <td>21 液剤散布機(走行式)</td> </tr> <tr> <td>2 農用トラクター(歩行型)</td> <td>13 ケーンハーベスター</td> <td>22 農用運搬機(乗用型)</td> </tr> <tr> <td>3 田植機(土付き苗用)</td> <td>14 農用トレンチャー</td> <td>23 ヘーエレベーター</td> </tr> <tr> <td>4 尿散布機(タンク車型)</td> <td>15 自動脱穀機</td> <td>24 もみすり機</td> </tr> <tr> <td>5 スピードスプレーヤー</td> <td>16 農用さい断機</td> <td>25 単軌条運搬機</td> </tr> <tr> <td>6 動力噴霧機(走行型)</td> <td>17 動力摘採機</td> <td>26 フォーレージブロワー</td> </tr> <tr> <td>7 動力刈取機(結束型)</td> <td>18 乾燥機(穀物用循環型)</td> <td>27 豆用脱粒機</td> </tr> <tr> <td>8 コンバイン(自脱型)</td> <td>19 動力刈取機(刈払型)</td> <td>28 大豆選別機</td> </tr> <tr> <td>9 動力散粉機(走行式)</td> <td>20 フォーレージハーベスター</td> <td>29 多目的管理機</td> </tr> <tr> <td>10 ポテトハーベスター</td> <td></td> <td>30 安全キャブ及び安全フレーム</td> </tr> <tr> <td>11 ビートハーベスター</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	1 農用トラクター(乗用型)	12 ビーンハーベスター	21 液剤散布機(走行式)	2 農用トラクター(歩行型)	13 ケーンハーベスター	22 農用運搬機(乗用型)	3 田植機(土付き苗用)	14 農用トレンチャー	23 ヘーエレベーター	4 尿散布機(タンク車型)	15 自動脱穀機	24 もみすり機	5 スピードスプレーヤー	16 農用さい断機	25 単軌条運搬機	6 動力噴霧機(走行型)	17 動力摘採機	26 フォーレージブロワー	7 動力刈取機(結束型)	18 乾燥機(穀物用循環型)	27 豆用脱粒機	8 コンバイン(自脱型)	19 動力刈取機(刈払型)	28 大豆選別機	9 動力散粉機(走行式)	20 フォーレージハーベスター	29 多目的管理機	10 ポテトハーベスター		30 安全キャブ及び安全フレーム	11 ビートハーベスター		
	1 農用トラクター(乗用型)	12 ビーンハーベスター	21 液剤散布機(走行式)																																	
	2 農用トラクター(歩行型)	13 ケーンハーベスター	22 農用運搬機(乗用型)																																	
	3 田植機(土付き苗用)	14 農用トレンチャー	23 ヘーエレベーター																																	
	4 尿散布機(タンク車型)	15 自動脱穀機	24 もみすり機																																	
5 スピードスプレーヤー	16 農用さい断機	25 単軌条運搬機																																		
6 動力噴霧機(走行型)	17 動力摘採機	26 フォーレージブロワー																																		
7 動力刈取機(結束型)	18 乾燥機(穀物用循環型)	27 豆用脱粒機																																		
8 コンバイン(自脱型)	19 動力刈取機(刈払型)	28 大豆選別機																																		
9 動力散粉機(走行式)	20 フォーレージハーベスター	29 多目的管理機																																		
10 ポテトハーベスター		30 安全キャブ及び安全フレーム																																		
11 ビートハーベスター																																				
	適 正 規 模	農家の経営面積、経営の内容等からみて、農業経営の改善意欲、機械器具の導入による経済効果を考慮し、過剰投資とならないこと。																																		

区分	項目	承認基準		
1号資金（構築物等造成資金）	11 農機具	基準利用面積	<p>次の機種については、原則として利用面積が次の基準利用面積以上である場合に対象とする。 〔基準利用面積は、香川県特定高性能農業機械導入計画（平成22年4月）の農業機械導入利用指標による。〕</p> <p>なお、原則として農業機械銀行及びこれに準ずる組織に登録されている作業受託者にあつては、その代表者の証明がある場合に限り、受託面積を利用面積に加算することができる。</p> <p>※ 連帯債務とする場合は、各人の経営改善資金計画書等を添付すること。この場合、名義貸し等があれば承認を取り消すこともあるので、融資機関において十分注意すること。 連帯債務は3人まで。</p> <p>※ 融資機関においては、下取り、値引き等の有無を確認すること。</p>	
		機種	能力・型式等	基準利用面積(年間)
		歩行トラクター	9PS未満	2.0ha以上(延べ面積)
			9PS以上	2.9 " (")
		乗用型トラクター	15PS未満	3.3 " (")
			15PS以上～22PS未満	4.8 " (")
			22 " 30 "	5.3 " (")
			30 " 40 "	8.6 " (")
			40 " 50 "	12.5 " (")
			50 " 60 "	14.2 " (")
			60 " 75 "	16.3 " (")
			75 " 90 "	18.4 " (")
		刃すり機 (万石式、揺動式、 回転円筒式)	2.5インチ	1.8ha以上
			3.0 "	2.2 "
			4.0 "	2.9 "
			5.0 "	3.4 "
		動力噴霧機	薬液吐出量30ℓ/分以上55ℓ/分未満 有効散布幅 15m級未満	5.1ha以上(延べ面積)
			薬液吐出量55ℓ/分以上100ℓ/分未満 有効散布幅 15 m級以上	10.8 " (")
			薬液吐出量100ℓ/分以上200ℓ/分未満 有効散布幅 15 m級以上	23.0 " (")
			薬液吐出量200ℓ/分以上 有効散布幅 15 m級以上	25.0 " (")
		スピードスプレーヤー	薬液吐出量20ℓ/分以上50ℓ/分未満	12.1ha以上(延べ面積)
			薬液吐出量50ℓ/分以上70ℓ/分未満 風量500m ³ /分級以上	19.3 " (")
			薬液吐出量70ℓ/分以上100ℓ/分未満 風量800m ³ /分級以上	21.9 " (")
			薬液吐出量100ℓ/分以上 風量800m ³ /分級以上	35.6 " (")
		フォーレイジハーベスター	刃幅0.8m以上1.0m未満	5.1 ha 以上
			刃幅1.0m以上1.2m未満 直装式又は半直装式	5.9 "
			刃幅1.2m以上1.5m未満 けん引式、直装式又は半直装式	6.9 "
			刃幅1.5m以上2.1m未満 乗用型 けん引式又は直装式	22.5 "
刃幅2.1m以上 乗用型	106.0 "			
ビーンハーベスター	刈幅条数1条	2.1 "		
	刈幅条数2条	7.0 "		

区分	項目	承認基準			
		機種	能力・型式等	基準利用面積(年間)	
1号資金(構築物等造成資金)	11 農機具	基準利用面積	ポテトハーベスター	タンク容量1,000kg未満 けん引式又は乗用型	7.2 "
				タンク容量1,000kg以上 けん引式又は乗用型	11.4 "
		ビートハーベスター	タンク容量1,000kg以上 けん引式 堀取条数1条	11.8 "	
			タンク容量2,000kg以上 けん引式 堀取条数2条	16.8 "	
			タンク容量2,000kg以上 乗用型 堀取条数2条	66.0 "	
		いも類の乗用型収穫機	かんしょ	乗用 自走式 タンク容量600kg以上	7.9 "
			ばれいしょ	"	5.1 "
			さといも	"	3.1 "
		野菜用の乗用型全自動移植機	乗用型全自動式 移植条数 2条	4.8 "	
		野菜用の乗用型多目的作業機	中耕・培土・施肥・防除兼用 中耕・培土条数3条以上 薬液吐出量15ℓ/分以上 有効散布幅8m以上	3.2 "	
		キャベツ用の収穫機	自走式 収穫条数1条	2.0 "	
		ごぼう用の収穫機	"	7.3 "	
		だいこん用の収穫機	"	6.2 "	
		ねぎ用の収穫機	"	1.2 "	
		はくさい用の収穫機	"	2.1 "	
		野菜用のほ場内乗用型運搬作業車	積載量500kg以上	3.0 "	
		ほ場内野菜残さ収集機	けん引式 作業幅110cm級	3.5 "	
		樹園地用の乗用型多目的作業機	(防除・運搬兼用) 薬液吐出量30ℓ/分以上 運搬容量100kg以上	1.7ha以上(5回散布)	
		果樹用の電磁誘導式防除用自動散布機	薬液吐出量50ℓ/分以上 運搬容量500㎡以上	5.0ha以上(5回散布)	
		果樹用の接触誘導式防除用自動散布機	吐出量15ℓ/分以上	7.7 " (14回散布)	
簡易除草更新機	作業幅2m	9.5 "			

区分	項目	承認基準			
		機種	能力・型式等	基準利用面積(年間)	
1号資金(建築物等造成資金)	11 農機具	基準利用面積	田植機	2条植え (歩行型)	1.6 ha以上
				4 " (歩行型)	2.0 "
				4～5条植え(乗用型)	3.8 "
				6 " (乗用型)	6.6 "
				8 " (乗用型)	9.5 "
				8 " 以上(乗用型)	10.9 "
			水田用の乗用型多目的作業機	田植・防除・施肥兼用 植付条数6条以上 薬液吐出量3L/分以上 有効散布幅5m以上	5.3 "
			バインダー	1条刈り	1.7 "
				2条刈り	2.1 "
			自脱型コンバイン	刃幅0.8m未満	2.2 "
				刃幅0.8m以上1.2m未満	3.0 "
				刃幅1.2m以上1.6m未満	5.6 "
				刃幅1.6m以上	12.6 "
			普通型コンバイン	刃幅0.8m以上2.5m未満(水稻)	8.1 "
				刃幅0.8m以上2.5m未満(麦)	9.8 "
				刃幅0.8m以上2.5m未満(大豆)	10.0 "
				刃幅2.5m以上(水稻)	23.1 "
				刃幅2.5m以上(麦)	27.9 "
				刃幅2.5m以上(大豆)	28.5 "
			自走式脱穀機	6PS未満	1.3 "
				6PS以上	1.7 "
			循環型乾燥機	1.5t未満	1.8 "
				1.5t以上2.0t未満	2.2 "
				2.0t 以上 2.5t 未満	3.4 "
				2.5t 以上 3.0t 未満	5.3 "
				3.0t以上4.0t未満	6.1 "
				4.0t以上	8.6 "
	12 農用地改良造成用機具	借入者の当該機具の利用計画等を勘案して真に必要と認められる場合に限り対象とする。			

区分	項目	承認基準	備考																																				
1号資金(構築築物等造成資金)	13 運搬用機具	<p>(1) 経営規模、経営内容、農業所得等を検討のうえ、運搬車の導入により、農業経営が改善されると認められるものであること。</p> <p>(2) トラック、ライトバン(箱型)については、次の基準を満たすものであること。</p> <table border="1" data-bbox="438 336 1273 1187"> <tr> <td data-bbox="438 336 550 436">トラック</td> <td colspan="2" data-bbox="550 336 1273 436">専ら自家農業のため利用すると認められるもの。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 436 550 1187">ライトバン(箱型)</td> <td colspan="2" data-bbox="550 436 1273 1187"> <p>① 専ら自家農業のため利用すると認められるもの。</p> <p>② 特殊な花き・果樹・野菜及び鶏卵等が基幹作目となっており、次の経営規模以上を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="582 593 1244 1153"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="582 593 821 638">作目</th> <th data-bbox="821 593 1244 638">経営規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 638 630 840" rowspan="3">花き</td> <td data-bbox="630 638 821 739">きく</td> <td data-bbox="821 638 1244 739">施設面積 おおむね2,000㎡ (露地栽培の場合は年間延作付面積40アール以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 739 821 795">カーネーション</td> <td data-bbox="821 739 1244 795">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 795 821 840">ばら</td> <td data-bbox="821 795 1244 840">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 840 630 952" rowspan="2">野菜</td> <td data-bbox="630 840 821 896">メロン類</td> <td data-bbox="821 840 1244 952" rowspan="2">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 896 821 952">いちご</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 952 630 1041" rowspan="2">果樹</td> <td data-bbox="630 952 821 996">もも</td> <td data-bbox="821 952 1244 1041" rowspan="2">果樹園面積 おおむね50アール</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 996 821 1041">ぶどう</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1041 630 1097">採卵鶏</td> <td colspan="2" data-bbox="630 1041 1244 1097">常時飼養羽数5,000羽</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="582 1097 1244 1153">その他これらに準じると認められるもの</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1316 174 1541 1736"> <p>車検証に積載量の記載があること。</p> <p>運搬用機具は、陸上で使用されるものに限らない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1736 399 1944">14 生産・経営管理情報処理用機具</td> <td data-bbox="399 1736 1316 1944"> <p>(1) 生産・経営管理情報処理用機具とはコンピューター本体及びそれに付随する周辺機器をいう。周辺機器のみの導入は原則としてできない。</p> <p>(2) 農業経営のため利用すると認められるもの。</p> <p>(3) 使用するに足る能力を有するもの。</p> <p>(4) 経営耕地面積又は農業所得が県の平均以上であるもの。</p> </td> <td data-bbox="1316 1736 1541 1944"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1944 399 2092">15 未利用資源活用施設</td> <td data-bbox="399 1944 1316 2092"> <p>太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみがら、木くず、家畜ふん等副産物又は廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換器、発電施設及び発酵施設等とする。</p> </td> <td data-bbox="1316 1944 1541 2092"></td> </tr> </table>	トラック	専ら自家農業のため利用すると認められるもの。		ライトバン(箱型)	<p>① 専ら自家農業のため利用すると認められるもの。</p> <p>② 特殊な花き・果樹・野菜及び鶏卵等が基幹作目となっており、次の経営規模以上を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="582 593 1244 1153"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="582 593 821 638">作目</th> <th data-bbox="821 593 1244 638">経営規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 638 630 840" rowspan="3">花き</td> <td data-bbox="630 638 821 739">きく</td> <td data-bbox="821 638 1244 739">施設面積 おおむね2,000㎡ (露地栽培の場合は年間延作付面積40アール以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 739 821 795">カーネーション</td> <td data-bbox="821 739 1244 795">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 795 821 840">ばら</td> <td data-bbox="821 795 1244 840">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 840 630 952" rowspan="2">野菜</td> <td data-bbox="630 840 821 896">メロン類</td> <td data-bbox="821 840 1244 952" rowspan="2">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 896 821 952">いちご</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 952 630 1041" rowspan="2">果樹</td> <td data-bbox="630 952 821 996">もも</td> <td data-bbox="821 952 1244 1041" rowspan="2">果樹園面積 おおむね50アール</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 996 821 1041">ぶどう</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1041 630 1097">採卵鶏</td> <td colspan="2" data-bbox="630 1041 1244 1097">常時飼養羽数5,000羽</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="582 1097 1244 1153">その他これらに準じると認められるもの</td> </tr> </tbody> </table>		作目		経営規模	花き	きく	施設面積 おおむね2,000㎡ (露地栽培の場合は年間延作付面積40アール以上)	カーネーション	施設面積 おおむね1,500㎡	ばら	施設面積 おおむね1,500㎡	野菜	メロン類	施設面積 おおむね1,500㎡	いちご	果樹	もも	果樹園面積 おおむね50アール	ぶどう	採卵鶏	常時飼養羽数5,000羽		その他これらに準じると認められるもの			<p>車検証に積載量の記載があること。</p> <p>運搬用機具は、陸上で使用されるものに限らない。</p>	14 生産・経営管理情報処理用機具	<p>(1) 生産・経営管理情報処理用機具とはコンピューター本体及びそれに付随する周辺機器をいう。周辺機器のみの導入は原則としてできない。</p> <p>(2) 農業経営のため利用すると認められるもの。</p> <p>(3) 使用するに足る能力を有するもの。</p> <p>(4) 経営耕地面積又は農業所得が県の平均以上であるもの。</p>		15 未利用資源活用施設	<p>太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみがら、木くず、家畜ふん等副産物又は廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換器、発電施設及び発酵施設等とする。</p>	
	トラック	専ら自家農業のため利用すると認められるもの。																																					
	ライトバン(箱型)	<p>① 専ら自家農業のため利用すると認められるもの。</p> <p>② 特殊な花き・果樹・野菜及び鶏卵等が基幹作目となっており、次の経営規模以上を有すること。</p> <table border="1" data-bbox="582 593 1244 1153"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="582 593 821 638">作目</th> <th data-bbox="821 593 1244 638">経営規模</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="582 638 630 840" rowspan="3">花き</td> <td data-bbox="630 638 821 739">きく</td> <td data-bbox="821 638 1244 739">施設面積 おおむね2,000㎡ (露地栽培の場合は年間延作付面積40アール以上)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 739 821 795">カーネーション</td> <td data-bbox="821 739 1244 795">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 795 821 840">ばら</td> <td data-bbox="821 795 1244 840">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 840 630 952" rowspan="2">野菜</td> <td data-bbox="630 840 821 896">メロン類</td> <td data-bbox="821 840 1244 952" rowspan="2">施設面積 おおむね1,500㎡</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 896 821 952">いちご</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 952 630 1041" rowspan="2">果樹</td> <td data-bbox="630 952 821 996">もも</td> <td data-bbox="821 952 1244 1041" rowspan="2">果樹園面積 おおむね50アール</td> </tr> <tr> <td data-bbox="630 996 821 1041">ぶどう</td> </tr> <tr> <td data-bbox="582 1041 630 1097">採卵鶏</td> <td colspan="2" data-bbox="630 1041 1244 1097">常時飼養羽数5,000羽</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="582 1097 1244 1153">その他これらに準じると認められるもの</td> </tr> </tbody> </table>		作目		経営規模	花き	きく	施設面積 おおむね2,000㎡ (露地栽培の場合は年間延作付面積40アール以上)	カーネーション	施設面積 おおむね1,500㎡		ばら	施設面積 おおむね1,500㎡	野菜	メロン類	施設面積 おおむね1,500㎡	いちご	果樹	もも	果樹園面積 おおむね50アール	ぶどう	採卵鶏	常時飼養羽数5,000羽		その他これらに準じると認められるもの			<p>車検証に積載量の記載があること。</p> <p>運搬用機具は、陸上で使用されるものに限らない。</p>										
作目		経営規模																																					
花き	きく	施設面積 おおむね2,000㎡ (露地栽培の場合は年間延作付面積40アール以上)																																					
	カーネーション	施設面積 おおむね1,500㎡																																					
	ばら	施設面積 おおむね1,500㎡																																					
野菜	メロン類	施設面積 おおむね1,500㎡																																					
	いちご																																						
果樹	もも	果樹園面積 おおむね50アール																																					
	ぶどう																																						
採卵鶏	常時飼養羽数5,000羽																																						
その他これらに準じると認められるもの																																							
14 生産・経営管理情報処理用機具	<p>(1) 生産・経営管理情報処理用機具とはコンピューター本体及びそれに付随する周辺機器をいう。周辺機器のみの導入は原則としてできない。</p> <p>(2) 農業経営のため利用すると認められるもの。</p> <p>(3) 使用するに足る能力を有するもの。</p> <p>(4) 経営耕地面積又は農業所得が県の平均以上であるもの。</p>																																						
15 未利用資源活用施設	<p>太陽熱、地熱、風力等の自然エネルギー及びもみがら、木くず、家畜ふん等副産物又は廃棄物のエネルギーを農業用のエネルギーとして活用するために必要な蓄熱装置、集熱装置、燃焼装置、熱交換器、発電施設及び発酵施設等とする。</p>																																						

区分	項目	承認基準	備考																
1号資金 (建築物等造成資金)	16 農業労働力確保施設	<p>(1) 農業労働力確保施設の改良、造成又は取得に必要な資金を対象とする。 農業労働力確保施設とは、雇用労働者が農作業等に従事する際、生活面等で必要最小限整備する必要があると認められ、かつ雇用者側が整備することが適当と認められる施設をいう。 例 宿泊施設(単身者用宿舍及び世帯用宿舍並びに一時的に集中する農作業等を泊まりがけで行うための簡易な宿泊施設) 休憩施設(食堂、浴室、食堂に付随して設置する給湯・水道・ガス設備・トイレ等の本資金の趣旨に即して適当と認められるもの。)</p> <p>(2) 当面、自宅等と別に設置する施設に限り貸付対象とする。</p>																	
	17 観光農業施設	<p>観光農業施設とは、観光農園管理施設、農産物直売施設、観光樹木、こん虫等養繁殖施設、駐車場、便所、総合案内所、休養施設、観光農業センター、自然景観保全施設、自然観察用動植物園等施設、特産民芸品加工施設、更衣施設、ごみ焼却施設、屋内外調理施設、農家民宿施設、体験学習施設又はこれらと一体的に機能する食品提供施設(主として観光農園等で生産される農畜産物を飲食の用に供するものに限る。)とする。</p>	<p>自然景観保全施設として貸付対象となるものは、遊歩道、連絡道、探勝路又は風侵食防止施設とする。</p>																
2号資金 (果樹等植栽育成資金)	1 植栽資金	<p>植栽費の範囲</p> <p>(1) 果樹等の植栽費の範囲は、果樹等の定植、樹園地整備(地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等)及び樹苗養成に要する経費(苗木代、雇用労賃、肥料代等の直接的現金経費)とする。 (2) 花き・花木の植栽費の範囲は、定植、園地整備及び樹苗養成に要する経費(種苗代、雇用労賃、第1年目の肥料代等)とする。 (3) 特定永年性作物の植栽費の範囲は、園地整備、樹苗養成、播種又は定植に要する経費(種苗代、雇用労賃、第1年目の肥料代等の直接的現金経費)とする。</p>	<p>樹園地整備のみの事業は、4号資金で取り扱う。</p>																
	2 育成資金	<p>育成費の範囲</p> <p>果樹等、花き・花木及び特定永年性作物の育成費の範囲は、育成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。 なお、果樹等の貸付対象期間はおおむね次のとおりとする。具体的には、これを参考のうえ、実情に応じ必要とする資金を適格に貸し付ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>かんきつ類</td> <td>植栽後 7年</td> </tr> <tr> <td>その他の果樹</td> <td>植栽後 7年</td> </tr> <tr> <td>オリーブ</td> <td>植栽後 7年</td> </tr> <tr> <td>茶</td> <td>植栽後 7年</td> </tr> <tr> <td>ホップ</td> <td>植栽後 3年</td> </tr> <tr> <td>桑</td> <td>植栽後 3年</td> </tr> <tr> <td>アスパラガス</td> <td>植栽後 3年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸付対象期間	かんきつ類	植栽後 7年	その他の果樹	植栽後 7年	オリーブ	植栽後 7年	茶	植栽後 7年	ホップ	植栽後 3年	桑	植栽後 3年	アスパラガス	植栽後 3年	
	区分	貸付対象期間																	
かんきつ類	植栽後 7年																		
その他の果樹	植栽後 7年																		
オリーブ	植栽後 7年																		
茶	植栽後 7年																		
ホップ	植栽後 3年																		
桑	植栽後 3年																		
アスパラガス	植栽後 3年																		
	貸付対象者	<p>(1) 果樹等の貸付対象者は、貸付対象となる果樹の樹園地の面積(いわゆる未成園面積)又はその他の永年性植物の栽培面積が5アール以上であるものとする。 (2) 花き・花木の貸付対象者は、花き又は花木を主要作物とする農業構造改善地区その他知事が花き又は花木の産地として育成することが適当と認める地域内の農業者であって相当の規模の栽培を行うものとする。</p>																	
	貸付方法	<p>貸付金額は、全育成期間を通ずる所要経費の額とし、具体的な貸付けに当たっては、育成期間中の各年ごとの借入希望額を明らかにしたうえ、単年度ごとの必要経費の額を単位として貸し付ける。 なお、利子補給承認は、全育成期間を通ずる貸付額について一括してこれを行うこととする。</p>																	

区分	項目	承認基準	備考																								
3号資金(家畜購入育成資金)	1 購入資金	<p>貸付対象者</p> <p>(1) 肥育牛、肥育豚及び鶏の購入を行う場合については、次の①及び②を満たす者に限ることとする。</p> <p>① 次のいずれかの地域において畜産経営を行う農業者であること。</p> <p>ア 農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条第1項の規定により指定された農業振興地域(同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針において農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域を含む。)</p> <p>イ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条の過疎地域</p> <p>ウ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域</p> <p>エ 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の4第1項の規定による協議に係る市町村計画が作成された市町の区域</p> <p>② 借受者が次のアに掲げる飼養規模の目標に到達するため、イに掲げる飼養規模の拡大を行おうとするものであると認められること。</p> <p>ア 飼養規模の目標</p> <table border="0" data-bbox="638 884 1077 1019"> <tr><td>肥育牛</td><td>常時</td><td>5頭以上</td></tr> <tr><td>肥育豚</td><td>常時</td><td>120頭以上</td></tr> <tr><td>採卵鶏</td><td>常時</td><td>成鶏3,000羽以上</td></tr> <tr><td>採肉鶏</td><td>常時</td><td>5,000羽以上</td></tr> </table> <p>イ 飼養規模の拡大(増加頭羽数)</p> <table border="0" data-bbox="638 1041 1077 1176"> <tr><td>肥育牛</td><td>常時</td><td>2頭以上</td></tr> <tr><td>肥育豚</td><td>常時</td><td>30頭以上</td></tr> <tr><td>採卵鶏</td><td>常時</td><td>成鶏2,000羽以上</td></tr> <tr><td>採肉鶏</td><td>常時</td><td>3,000羽以上</td></tr> </table> <p>③ 預託実施農業協同組合等が、肥育牛を飼養する農業者に対して肥育牛の飼養管理を預託する場合</p> <p>ア 農協又は同連合会については、肥育牛の飼養管理の預託が次の要件を満たすものであること。</p> <p>(ア) 肥育牛の飼養管理の預託を受けた農家が②の要件を満たすものとなること。</p> <p>(イ) 肥育牛の所有権、処分権等権利義務関係を明確にした預託契約を締結していること。</p> <p>(ウ) 預託契約において設定された金利が農業近代化資金の農協等に対する貸付金利と同水準以下に設定されていること。</p> <p>イ 農業振興公益法人については、当該法人が次の要件の全てを満たすものであること。</p> <p>(ア) 肥育牛の飼養が当該法人の主たる業務に付随して行われるものであること。</p> <p>(イ) 当該法人のある地域において肥育経営が極めて少なく、その行う肥育牛の飼養が地域の畜産経営と競合しないこと。</p> <p>(ウ) 肥育の用に供する牛の購入は、当該法人のある地域内からの購入に限ること。</p> <p>(2) 特用家畜の購入を行う場合については、①のアからウの地域の農業者</p>	肥育牛	常時	5頭以上	肥育豚	常時	120頭以上	採卵鶏	常時	成鶏3,000羽以上	採肉鶏	常時	5,000羽以上	肥育牛	常時	2頭以上	肥育豚	常時	30頭以上	採卵鶏	常時	成鶏2,000羽以上	採肉鶏	常時	3,000羽以上	<p>家畜の購入にあたっては、地域指定又は生産調整など別途規定のあるものについては、それに従うこと。</p>
	肥育牛	常時	5頭以上																								
肥育豚	常時	120頭以上																									
採卵鶏	常時	成鶏3,000羽以上																									
採肉鶏	常時	5,000羽以上																									
肥育牛	常時	2頭以上																									
肥育豚	常時	30頭以上																									
採卵鶏	常時	成鶏2,000羽以上																									
採肉鶏	常時	3,000羽以上																									
	<p>貸付金額</p> <p>肥育牛、肥育豚及び鶏の購入を行う場合、貸付金額を定めるに当たっては、貸付対象とすべき頭羽数は、飼養規模の拡大に見合う増加頭羽数(肥育牛にあつては、飼養規模の拡大に見合う増加頭羽数に飼養規模を維持するために購入することが必要な頭数を加えた頭数)とし、標準単価は、家畜の飼養の実態及び市場価格の状況を勘案して定めるものとする。</p>																										

区分	項目	承認基準		備考										
3号資金 (家畜購入育成資金)	2 育成資金	育成費の範囲	<p>育成費の範囲は、育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする。</p> <p>肥育牛の育成の場合にあつては、貸付対象とすべき頭数は、飼養規模の拡大に見合う増加頭数に飼養規模を維持するために購入することが必要な頭数を加えた頭数とする。</p> <p>なお、貸付対象期間はおおむね次のとおりとする。具体的には、これを参考のうえ、実情に応じ必要とする資金を適格に貸し付ける。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸付対象期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳牛</td> <td>生後 28 か月</td> </tr> <tr> <td>繁殖用肉牛</td> <td>生後 34 か月</td> </tr> <tr> <td>繁殖用豚</td> <td>生後 16 か月</td> </tr> <tr> <td>肥育牛</td> <td>生後 24 か月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸付対象期間	乳牛	生後 28 か月	繁殖用肉牛	生後 34 か月	繁殖用豚	生後 16 か月	肥育牛	生後 24 か月	
		区分	貸付対象期間											
		乳牛	生後 28 か月											
繁殖用肉牛	生後 34 か月													
繁殖用豚	生後 16 か月													
肥育牛	生後 24 か月													
貸付対象者	<p>(1) 繁殖用肉牛の場合にあつては2頭(成畜を含む。)以上、繁殖豚の場合にあつては3頭(成畜を含む。)以上を現に飼養していること。</p> <p>(2) 肥育牛の場合にあつては、購入資金の貸付対象者(1)の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 乳牛については特に制約はない。</p>													
貸付方法	果樹等の育成資金の貸付方法に準ずるものとする。													
4号資金 (小土地改良資金)	1 事業規模	<p>事業費が1,800万円を超えない規模とする。</p> <p>ただし、耕地防風林の場合は知事が承認した規模とする。知事が承認した規模とは、知事が利子補給承認に際して承認した規模とする。</p>												
	2 貸付の制限	<p>コンクリート畦畔整備事業については、原則として認めない。ただし、既にある程度の大区画に区画整理が施行されている地区及び地形上区画整理が不適當で、今後区画整理の見込みのない場合に限り認めることができる。</p>		左記に該当する旨の市町長の証明が得られること。										
	3 その他	<p>他の資金と小土地改良資金をあわせて借入申込みをする場合には、貸付利率や利子補給率が異なることがあるため、借入申込書は別業にし、その関連を明らかにすること。</p>												
5号資金 (長期運転資金)		香川県農業近代化資金融通措置要綱(以下「要綱」という。)第2の3の(1)のオによる。												
6号資金 (農村環境整備資金)	1 農業管理センター	<p>農業管理センターとは、次の(1)から(5)を総合的に行う施設をいい、貸付対象となるものは、これに必要な建物、電子計算機、送受信機等の施設とする。</p> <p>(1) 作付計画、集出荷計画、施設利用計画、労働力需給計画等の樹立及び調整</p> <p>(2) 情報の収集及び伝達</p> <p>(3) 技術及び経営に関する指導及び研修</p> <p>(4) 農産物等に関する検査</p> <p>(5) 農業機械の管理及び利用調整</p>												
	2 下水道施設	下水道施設とは、浄化槽、排水管等下水道事業に必要な施設とする。												
	3 ガス供給施設	ガス供給施設とは、充填タンク、充填装置、容器置場、車両、建物、構築物、ガスメータ等ガス供給事業に必要な施設とする。												
	4 農業者等健康増進施設	農業者等健康増進施設とは、農業者トレーニングセンター、農業者健康管理施設、運動広場施設又は農村広場施設とする。												

区分	項目	承認基準	備考
7号資金 (大臣特認資金)	1 特定の農家住宅資金	<p>(1) 要綱第2の3の(1)の(イ)の①のbの「知事が認めた者」とは、要綱第2の1の(1)の(ア)の(ア)の認定を受けた者とする。</p> <p>(2) 要綱第2の3の(1)の(イ)の①のcの借入資格者は、自立経営を志向して現に部門経営を行っている農業後継者を対象とする。 なお、利子補給承認は、婚姻の相手方が決まった時から婚姻関係の成立後5年以内の間に申請のあったものに限る。 ただし、貸付けを受けようとする農業後継者が満25歳以上の場合にあつては、婚姻の相手方が決まっていなくても申請できるものとする。</p> <p>(3) 要綱第2の3の(1)の(イ)の①のcの「知事が特に必要と認めた場合」とは、次に掲げる要件に適合する場合に限る。 ① 歴史的、社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている農業地域における農業後継者の確保及び農業経営の改善に必要な不可欠なものであること。 ② 借入申込者は、自立経営となるための総合的な経営改善計画を作成し、その経営改善の目標が知事が定めた指標におおむね準拠したもので、達成が確実であると見込まれる場合であること。 ◎指標 5～10年後の農業所得 380万円 [「香川県農業経営基盤強化促進基本方針」(平成18年2月)の所得目標による。]</p> <p>(4) 要綱第2の3の(1)の(イ)の①のdの「知事が特に必要と認めた場合」とは、次のような場合である。 ① 経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合であること。 ② 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合であること。 ③ 集落排水事業が行われ又は今後行われることが確実な地域において、農業生産環境の改善が効率的に図られる場合であること。</p>	

附 則

- 1 この基準は、平成2年4月1日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。
- 3 香川県農業近代化資金利子補給承認審査基準は廃止する。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成3年10月1日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成5年4月1日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成6年9月1日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成8年4月1日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成13年6月1日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成15年3月3日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成16年6月16日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成17年5月10日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成18年2月10日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。

改正附則

- 1 この改正基準は、平成22年5月17日以降の利子補給承認から適用する。
- 2 この改正基準の適用前の利子補給承認については、なお従前の例による。